

公立病院改革プランの概要

団 体 名		北海道奈井江町					
プ ラ ン の 名 称		奈井江町立国民健康保険病院経営健全化中期計画					
策 定 日		平成 21年 2月 17日					
対 象 期 間		平成 20年度 ~ 平成 24年度					
病院の現状	病 院 名	奈井江町立国民健康保険病院					
	所 在 地	北海道空知郡奈井江町字奈井江12番地					
	病 床 数	96床					
	診 療 科 目	内科、整形外科、眼科、小児科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>当院は地域住民との密接な繋がりにより、地域医療を担ってきた歴史の中で、今後も初期診療を基本とした医療サービスを提供すると共に、医療を核とした保健・福祉(介護)との連携を更に強化し運営に取組む。他医療機関との連携において、現在、安定した地域医療の提供を目的に、地域センター病院との医療連携協定に基づき、各種事業を推進している。急性疾患や高度及び専門医療は地域センター病院が担い、当院は主に慢性疾患に対応するなど、連携を深め、それぞれの機能や役割を分担しながら医療提供に努める。また、平成6年より地元医歯会の協力を得て取組んでいる病診連携事業は、地域医療の推進と住民の医療に対する信頼感、安心感に大きく寄与しており、今後も身近な医療サービスを提供しながら、「かかりつけ医」の促進と医師間の連携を更に深め、地域センター病院を含めた一体的な地域医療の推進に努める。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>病院の建設改良に要する経費(企業債利息及び元金償還金 H14以前は2/3) 救急医療に要する経費(救急医療の経費及び空床確保に要する額) 保健衛生行政事務に要する経費(保健衛生及び相談業務に要する経費) 経営基盤強化対策に要する経費 ・不採算地区病院運営経費～繰入前赤字額を基本に不採算以外の繰入額を控除した額以内、療養病床転換に伴う報酬額の減額分ををH24より繰入予定 ・研究研修経費～研究研修に要した経費の1/2 ・共済追加費用に要する経費～総務省公営企業繰入金通知を基準に算出 基礎年金拠出金(総務省公営企業繰入金通知を基準に算出)</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	95.8	87.7	90.1	97.5	99.2	
	職員給与費比率	53.4	53.0	55.6	55.5	55.7	
	病床利用率	75.8	72.2	76.0	78.1	78.1	
	患者1人1日当り診療収入(入院)	16,305	15,885	16,035	16,621	16,634	単位:円
	患者1人1日当り診療収入(外来)	9,046	10,195	9,460	9,460	9,460	単位:円
	職員数(全体)	77	71	74	74	74	
上記目標数値設定の考え方		<p>(経常黒字化の目標年度:24年度) ・平成24年度において療養病床を介護療養型老健に転換予定(50床を48床)。転換後において、収益減が生じるが一般会計負担金の見直し、訪問看護及び健診予防等の充実を図り、収益確保を行うことを目標に上記数値を設定。 ・一般病床46床を40床に削減予定(H24) ・入院基本料の変更予定(H22～15:1を13:1)</p>					

				団体名 (病院名)	奈井江町 (奈井江町立国民健康保険病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
平均在院日数		26.4	36.2	36.2	24	24	
入院1日平均患者数		72.8	69.4	73.2	75.2	75.1	
外来1日平均患者数		141.9	121.8	136.1	136.1	136	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度より給食業務の委託化。 院外処方への切替を検討(今後の薬価改定の推移を見据えて) 					
	事業規模・形態の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に療養病床(介護30床・医療20床)を介護療養型老健(48床)に転換予定。 一般病床46床を40床に削減予定。 					
	経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> 給与費の抑制(給料4.9%削減～H18より、日直手当等の単価削減～H19より) 平成21年度から委託業務等において、業務内容及び契約方法を長期継続契約に変更するなど、委託経費削減を予定。 冬期間におけるロードヒーティングの廃止により、燃料費削減を継続(H18～)。 消耗品や印刷費等経費節約の徹底。 薬品費の削減(ジェネリック薬品使用割合の拡大等)。 診療材料単価見直しによる削減。 					
	収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> 地元医歯会との病診連携を更に深め「かかりつけ医」制度の充実を図る。 砂川市立病院と医療連携における機能や役割の明確化を図り、患者紹介や逆紹介、脳卒中疾患の地域連携パスなど、良質な医療提供を目的に、更なる連携強化を図る。 在宅復帰支援を目的とした診療の充実や在宅ケア(訪問診療)の推進。 国保直診施設として、住民の健康保持増進を目的に健診体制の充実を図る。 一般会計繰入金の見直し(療養病床転換に伴う報酬額の減額分ををH24より繰入予定) 入院基本料の変更(15:1を13:1) 					
その他	<ul style="list-style-type: none"> 医師、看護師等の専門性や知識の向上を図るため、研修の充実。 地域に開かれた病院運営のあり方、推進(住民との協働体制等) 						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	71.1%	18年度	72.4%	19年度	75.8%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	平成24年度に療養病床の転換及び一般病床数削減を予定。					

団体名 (病院名)	奈井江町 (奈井江町立国民健康保険病院)
--------------	-------------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	自治体病院～砂川市立病院(519床)、滝川市立病院(350床)、市立芦別病院(189床)、市立赤平総合病院(251床)、歌志内市立病院(60床)、奈井江町立国保病院(96床)の6病院 その他(民間等)病院～12病院 診療所～72診療所 病床種別 一般1,277床 療養872床、精神1,278床、結核4床、感染4床 上記病院、診療所数及び病床数は平成20年1月現在		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	自治体病院等広域化・連携構想において、不良債務はありませんが、比較的小規模の病院であり、病床利用率などを勘案して引き続き適切な運営が必要とされている。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成21～24年度	<内容> 中空知保健医療福祉圏域の医療関係者等で構成する中空知保健医療福祉圏域連携推進会議において、圏域自治体病院の今後の方向性について検討を進め、平成24年度までに取りまとめを行う。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	<input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行		
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	<時期> 平成21～22年度		
その他特記事項	<内容> ・院内及び庁舎内からの構成メンバーで組織する病院経営健全化検討委員会(仮称)において、病院運営の効率化を徹底的に追求し、地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人などの経営手法と合わせ、保健・医療・福祉に関わる総合的広域連合などについても合わせて検討を進め、平成22年度までに取りまとめを行う。 ・砂川市立病院と医療連携協定に基づき、地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人などの経営手法について検討を行い、平成22年度までに取りまとめを行う。			

(別紙)

団体名 (病院名)	奈井江町 (奈井江町立国民健康保険病院)
--------------	-------------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 医 業 収 益 a	879	828	779	815	843	845	
	(1) 料 金 収 入	761	749	706	741	769	770	
	(2) そ の 他	118	79	73	74	74	75	
	うち他会計負担金	90	52	49	48	48	48	
	2. 医 業 外 収 益	136	187	130	147	200	200	
	(1) 他会計負担金・補助金	63	102	87	105	156	156	
	(2) 国 (県) 補 助 金	2	2	1	1	1	1	
	(3) そ の 他	71	83	42	41	43	43	
	経 常 収 益 (A)	1,015	1,015	909	962	1,043	1,045	
	支 出	1. 医 業 費 用 b	1019	1002	978	1011	1016	1002
		(1) 職 員 給 与 費 c	460	442	413	453	468	471
		(2) 材 料 費	221	220	212	217	213	209
		(3) 経 費	201	201	212	209	206	205
		(4) 減 価 償 却 費	80	75	75	81	79	67
(5) そ の 他		57	64	66	51	50	50	
2. 医 業 外 費 用		60	57	59	57	54	51	
(1) 支 払 利 息		55	52	50	49	46	43	
(2) そ の 他		5	5	9	8	8	8	
経 常 費 用 (B)		1,079	1,059	1,037	1,068	1,070	1,053	
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		64	44	128	106	27	8	
特 別 損 益		1. 特 別 利 益 (D)						
		2. 特 別 損 失 (E)						
		特 別 損 益 (D) - (E) (F)						
純 損 益 (C) + (F)	64	44	128	106	27	8		
累 積 欠 損 金 (G)	0	0	0	0	0	0		
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	544	538	435	371	382	396	
	流 動 負 債 (イ)	43	37	20	18	18	18	
	うち一時借入金							
	翌年度繰越財源(ウ)							
	当年度同意等償で未借入 又は未発行の額 (I)							
	差引 不 良 債 務 (オ) {(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)}	501	501	415	353	364	378	
単 年 度 資 金 不 足 額 ()	21	0	86	62	11	14		
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	94.1	95.8	87.7	90.1	97.5	99.2		
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	57.0	60.5	53.3	43.3	43.2	44.7		
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	86.3	82.6	79.7	80.6	83.0	84.3		
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	52.3	53.4	53.0	55.6	55.5	55.7		
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	501	501	415	353	364	378		
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	57.0	60.5	53.3	43.3	43.2	44.7		
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	57.0	60.5	53.3	43.3	43.2	44.7		
病 床 利 用 率	72.4	75.8	72.2	76.0	78.1	78.1		

()N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」 - 「N - 1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」 - 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	奈井江町 (奈井江町立国民健康保険病院)
--------------	-------------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企 業 債	22	36	35	10	2	1	
	2. 他 会 計 出 資 金							
	3. 他 会 計 負 担 金	66	34	41	36	38	40	
	4. 他 会 計 借 入 金							
	5. 他 会 計 補 助 金							
	6. 国 (県) 補 助 金	0	4	4	0	0	0	
	7. そ の 他							
	収入計 (a)	88	74	80	46	40	41	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)							
	前年度許可債で当年度借入分 (c)							
	純計(a) - {(b) + (c)} (A)	88	74	80	46	40	41	
	支 出	1. 建 設 改 良 費	25	41	47	10	2	1
		2. 企 業 債 償 還 金	102	68	71	76	79	84
		3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						
4. そ の 他								
支出計 (B)		127	109	118	86	81	85	
差引不足額 (B) - (A) (C)		39	35	38	40	41	44	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	39	35	38	40	41	44	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額							
	3. 繰 越 工 事 資 金							
	4. そ の 他							
	計 (D)	39	35	38	40	41	44	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)		0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)								
実質財源不足額 (E) - (F)		0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	() 153,249	() 154,102	() 135,729	() 152,733	() 204,316	() 203,757
資 本 的 収 支	() 65,737	() 33,839	() 40,610	() 36,645	() 38,136	() 39,688
合 計	() 218,986	() 187,941	() 176,339	() 189,378	() 242,452	() 243,445

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。